

平成28～32年度

香川県農業・農村基本計画

～ 農業の持続的な発展と笑顔で暮らせる農村の実現 ～



かがやくけん、かがわけん。

香川県

「農業の持続的な発展と
笑顔で暮らせる農村の実現」をめざして



本県は、県土の面積が全国で最も小さいものの、南に連なる讃岐山脈から緩やかに傾斜した半月形の讃岐平野がひらけ、趣のある里山や点在するため池など、美しい田園風景が広がっています。また、恵まれた自然や立地のもと、優れた農業技術や創意工夫により、収益性の高い全国に誇れる農産物が栽培されており、四季折々の新鮮な食物が県民に季節感と潤いを届けるとともに、首都圏や京阪神地域などに対し、高品質な農産物を供給しています。

しかしながら、農業・農村をめぐる情勢は、農業者の高齢化や減少、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加など、依然として厳しいものがあります。また、消費者ニーズの多様化、国の農政改革やTPPをはじめとする経済連携協定の進展など、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、これまでの取組みにより、「おいでまい」、「さぬき讃フルーツ」、「オリーブ牛」など、競争力あるブランド農産物の生産が拡大するほか、新規就農者や集落営農組織も増加するなど、明るい兆しも見られます。

こうした状況や本県の特徴を踏まえ、本県農業・農村を一層発展させるため、新たに、平成28年度から5年間の本県農政の基本指針となる「香川県農業・農村基本計画」を策定しました。この計画では、「農業の持続的な発展と笑顔で暮らせる農村の実現」を基本目標に掲げて、儲かる農業・儲ける経営の実践を目指す「農業の成長産業化」、農村と集落の再生・活性化を目指す「笑顔で暮らせる活力ある農村づくり」、県民全体へ広く貢献する「県民の豊かな『食』と健やかな『暮らし』への貢献」の3つを基本方針としています。

今後、基本目標の実現に向けて、農業者、市町、関係機関・団体等と密接な連携と協力を図り、県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、成果志向の観点に立って、戦略的に各種施策を展開してまいります。

この計画の策定に当たり、県議会をはじめ、農業・農村審議会、県民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成28年3月

香川県知事 浜田 恵造

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 序章 計画の策定に当たって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の性格と役割 | |
| 3 計画の期間 | |
| 4 計画の進行管理 | |
| 第1章 本県農業・農村の現状と課題 | 3 |
| 第2章 農政の基本方向 | 19 |
| 1 目指す将来像 | |
| 2 基本目標 | |
| 3 基本方針 | |
| 4 施策体系 | |
| 第3章 施策の展開方向 | |
| 1 本県農業の中核となる力強い担い手の確保・育成 | 23 |
| 2 消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売 | 37 |
| 3 強くしなやかな生産基盤の整備 | 63 |
| 4 特徴ある地域資源を活かした農村と集落の再生・活性化..... | 85 |
| 参 考 用語の解説 | 97 |

序章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成23年に「香川県農業・農村基本計画」を策定し、「県民が安心して暮らせる元気な農業・農村の実現」を基本目標として、売れる農産物づくりや担い手の確保・育成等に取り組んできました。

その結果、本県では、新規就農者や集落営農組織が着実に増加しており、また、ブランド農産物の生産も拡大傾向にあるなど、明るい兆しも見られるようになってきました。しかしながら、全国的に、農業者の高齢化や減少、国内外の産地間競争の激化、農産物価格の低迷、消費者ニーズの多様化、さらには国の農政改革やTPPをはじめとする経済連携協定の進展など、農業を巡る情勢は大きく変化しています。

以上のように、農業を取り巻く環境や農業構造が大きく変化する中、本県農業・農村を将来にわたり持続的に発展させていくために、これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえ、本県農政の基本指針として、当計画を策定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、本県農政の基本指針として、県の総合計画である「新・せとうち田園都市創造計画」等との整合性を図りつつ、本県農業・農村の目指す将来像や基本的方向、施策の展開方向を明らかにしたものであり、次のような役割を持ちます。

- (1) 農政に関する全ての分野を対象として、重点的に取り組む施策を明らかにしたものです。
- (2) 国との適切な役割分担のもと、本県の実情に即した振興方向と目標を明らかにすることにより、その実現に向けた施策を総合的かつ効率的に推進するものです。
- (3) 農業者に対しては、県の基本的方向を明らかにすることにより、農政に対する理解と主体的かつ積極的な取り組みを促進するものです。
- (4) 県民に対しては、農業・農村の役割についての理解を深め、本県農政に対する理解と協力を期待するものです。
- (5) 基本目標や基本方針等について、農業者、市町、農業協同組合などの関係団体・機関、食品産業界、消費者などと共有し、連携・協力しながら、その実現に取り組むものです。

3 計画の期間

平成28年度から平成32年度（目標年度）までの5か年計画とします。

4 計画の進行管理

この計画の進行管理は、香川県農業・農村審議会において実施します。